

個人の内部取引等に係る事前確認の申出書

受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	申出者	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居 非 居 住 住 者	(フリガナ) 氏 名	電話() -
		(フリガナ) 屋 号	印
	事 業 種 目		

(申出の内容)

内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容（ 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象者）について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。
 申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

居 非 住 者 者 の 国 外 事 業 場 等 又 は 事 業 所 等	所 在 地			
	屋 号			
	事 業 種 目			
確 認 対 象 年 分	自 平成 年 至 平成 年			
確 認 対 象 内 部 取 引				
独 立 企 業 間 価 格 の 算 定 方 法				
恒 久 的 施 設 帰 属 資 本 相 当 額 又 は 国 外 事 業 所 等 帰 属 資 本 相 当 額 の 計 算 に お け る 比 較 対 象 者				
相 互 協 議 の 希 望 の 有 無	有 ・ 無	相 手 国 名		
確 認 対 象 年 分 前 の 各 年 分 へ の 適 用 の 希 望 の 有 無	有 ・ 無	確 認 対 象 年	自 平成 年 至 平成 年	
(その他特記事項)				

税理士署名押印 (電話 - -)	印
--------------------------	---

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関 係 部 門 絡 連	A	B	C		
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認 印				
	年 月 日						

個人の内部取引等に係る事前確認の申出書の記載要領

- 1 この申出書は、所得税法第161条第1項第1号、所得税法第95条第4項第1号に規定する内部取引に係る租税特別措置法第40条の3の3第1項、租税特別措置法第41条の19の5第1項に規定する独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における所得税法施行令第292条の3第2項第2号イ又は所得税法施行令第221条の4第3項第2号イに規定する比較対象者についての確認に関する申出をする場合に使用します。
- 2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする内部取引（以下「確認対象内部取引」といいます。）に係る国外事業所等が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
 - (1)「申出者」欄には、「 居住者」又は「 非居住者」にレ印を付した上、申出者に関する事項を記載してください。
 - (2)「申出の内容」欄の「 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象者」には、内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容に併せて、恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象者についても申出を希望する場合に、レ印を付してください。
 - (3)「非居住者の事業場等又は居住者の国外事業所等」欄には、非居住者が申出を行う場合には内部取引等に係る事業場等に関する事項を記載し、居住者が申出を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。
 - (4)「申出者」又は「非居住者の事業場等又は居住者の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、たとえば「貴金属小売」など、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
 - (5)「確認対象年分」欄には、事前確認を受けようとする年分を記載してください。
 - (6)「確認対象内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。
 - (7)「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第40条の3の3第2項各号（同法第41条の19の5第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。
 - (8)「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象者」欄には、選定した比較対象者の名称を記載してください。
 - (9)「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。
- 4 この申出書には、平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-2（資料の添付）又は6-2（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。